

**令和7年度 物流対策総合支援事業(輸出実証)
企画提案仕様書**

1 事業名 令和7年度 物流対策総合支援事業(輸出実証)

2 期 間 契約締結の日から令和8年(2026年)2月10日

3 事業目的

沖縄県は島嶼県であることや小規模事業者が多いこと等から、域外出荷における安定的な貨物量の確保が難しく、域外出荷に係る輸送コスト等の課題を抱えている現状である。

そのため、上記課題の解決に向けて、本県における物流の効率化や航路の安定・強化及び国際物流拠点の形成を促進する新たな物流モデルを構築する取組が必要である。

本事業では、以下のような新たな物流モデルの構築のための実証事業を実施する。

- ①沖縄県内の中古車、中古車等部品、建設機械や工業製品等(「中古車等」という。)のリユース機材を有効資源として活用した輸出モデルの構築及びリユース機材以外の新たな輸出ベースカーゴ構築
- ②物流資材の変更等による品質維持、保管および配送業務の効率化や共同化、混載サービスの提供等による海上輸送を中心としたコスト低減に向けた実証

4 事業内容

以下、①の輸出ビジネス実証、②の物流機能強化に向けた実証のいずれかの取組について、下記留意点を踏まえ、提案すること。

【①輸出ビジネス実証】

- ・沖縄から、輸出ビジネスの展開可能性が高い国へ①中古車等リユース機材または②新たなベースカーゴとなりうる貨物を輸出し、物流、通関、貿易手続き等の現状や料金、県内での調達状況、海外バイヤーの反応を明らかにし、課題を抽出するための実証事業を提案すること。
- ・過年度に実施した中古車等輸出に係る事業の受託実績等がある事業者は対象外とするが、新たな貨物や輸出拡大に向けた新たな取組等を提案する場合はこの限りではない。

【②物流機能強化に向けた実証】

- ・沖縄からの輸出拡大につなげるため、貨物の品質向上や適切な輸送モードの変更による物流コストの削減、タイムリーな貨物の提供等、物流に関する機能を強化することで、新たな貨物や輸出拡大に繋がる取組であること。

【①～②に関するその他留意点】

- ・今後の沖縄経済へ波及させるため将来の物流人材の育成・強化、産業化に繋がる内容を提案すること。

(1) 実証事業に関する事業計画の提案と実施

i) プロジェクト内容を明確にすること

- ・現状の課題及び解決策の提案(実証事項を明確にすること)
- ・貨物の種類、量
- ・輸送方法(コンテナの種類を含む)
- ・仕向地、海上等の運搬ルート(経由地)
- ・事業スケジュール(事業開始前までの仕向地バイヤー等関連事業者との商談等の状況)

- ・今後の事業展開、事業実施による業界や沖縄全体への影響等など（経済効果など）
- ・海上輸送コストに係る検証（現状と実証後のコスト比較分析）

ii) プロジェクトの実施体制を明確にすること

- ・単独、もしくは共同企業体等でプロジェクトを実施するのか
- ・共同企業体等の場合、どのような役割分担か（各社の役割を具体的に）

(2) 事業実施に係る各種費用

事業内容を効率的かつ効果的に行なえる費用を積算すること。

(3) 実証事業終了に際し、下記の内容について報告書を作成し、委託者に提出すること。（事業実施による課題改善、出荷量拡大に向けた今後の展開などを取りまとめること）

◎簡易製本による実績報告書5部、その電子記録（テキスト情報化したPDF形式データ）

ア 県内での物流環境に関する現状と課題

イ 実証事業の取組概要

ウ 効果検証

- ・設定した目標値に対する実績の分析
- ・実施した取組について継続性が見込めるか

エ その他（沖縄県が必要とするもの）

(4) その他

必要に応じ、本事業の目的を達成するために有効な取組を実施すること。

5 主な要件

(1) 対象業種：物流業、生産者、製造業等で輸出ビジネスを実施中、検討中の事業者及び共同企業体等

(2) 仕向先：東南アジア、太平洋諸国、アフリカ諸国、その他の有望な国や地域等

※仕向地が継続的な輸出を見込める国・地域であること。

※輸送コスト低減に向けた検証を行う場合は、移出（国内への輸送）を組み合わせた輸出も対象とするが、移出のみは認められない。

(3) 対象となる条件：

- ・沖縄から域外への海上及び航空輸送における物流環境の改善や、貨物量の確保に向けた新たな物流モデル構築に寄与すること（航空輸送のみによる輸出の提案は対象としない）
- ・沖縄の物流環境に関する課題及び解決策を提示すること。並びに提案する実証事業の新規性と継続可能性を示すこと。
- ・委託者および事務局に対して、調達から移出・輸出するまでに係る各種手続運搬、関税を含む輸送コスト等に関する情報開示ができること
- ・今後の継続性や波及性が見込める取組であること。
- ・必要に応じて県または事務局が行うモニタリング調査及び実証結果の公表に協力できること
- ・期限内に事業終了を見込む提案であること

6 予算に関する要件

本委託業務に係る予算上限は、7,333 千円以内（一般管理費、10%消費税込）とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。ただし、複数提案が採択された場合には、採択後に個別提案について金額調整を行なうこともある。なお、この金額は企画提案の

ために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

7 実証事業対象経費

- (1) 県内での輸送費用（調達先から保管場所への輸送やヤード保管費用やコンテナ回送等）
- (2) 輸出前検査、輸出通関、バンニングに関する費用（輸出書類作成費用及び手数料等含む）
- (3) 海上、航空等の運搬費用
- (4) 物流人材の育成等に係る費用（海外現地での商談を含む情報収集、現地との技術交流や技術移転などに関連する費用、現地までの移動費、アテンド・通訳費等）
- (5) 事業を行うために必要な機材の借料費や改修費等
- (6) その他、実証事業に係る経費（沖縄県が必要と認めた費用）

《対象外》

- ※貨物となる商品等の製造・調達に係る費用、仕向地内で発生する関税等に関する費用
- ※人件費、商材（試作品含む）調達に係る経費、固定資産の購入に係る経費

《留意事項》

- ※輸送モードは「海上輸送」もしくは「海上輸送及び航空輸送の組み合わせ」を対象とする。
- ※利益排除の原則から、対象経費は自社およびグループ会社や関連会社の利益を排除したものを（原価）とする
- ※「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第7条に基づく収益があったときは、収益納付を求めることがある

8 積算について

- (1) 積算書は、事業費（直接経費）、再委託費、一般管理費及び消費税の経費項目毎の額を示すこと。

経費項目	内容	備考
I. 事業費 (直接経費)		
運搬費	・県内での輸送費用（調達先から保管場所への輸送やヤード保管費用やコンテナ回送等） ・輸出前検査、輸出通関、バンニングに関する費用（輸出書類作成費用及び手数料等含む） ・海上、航空等の運搬費用 ※新たな海上輸送サービスの構築、実証事業後の持続的な運用となるよう各種費用について精算方法や負担者等の事業スキームを提案内容に盛り込むこと	
保管料	・倉庫料、物資保管料	
賃借料	・事業を行うために必要な会議場借料及び事業を行うために必要な機器等のリース・レンタルに要する機材借料等の経費 ・海外売場スペース確保に伴う経費	※
改修費	・事業を行うために必要な機材などの改修費	※
旅費	・事業を行うために必要な国内及び海外出張に係る経費	
印刷製本費	・事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	
広告宣伝費	・事業上最低限必要なメディア等への広告料金	※

その他必要経費	・事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの	
Ⅱ．再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる(委託又は準委任する)ために必要な経費	

※印がある経費項目については、【②物流機能強化に向けた実証】のみ対象

Ⅲ．一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 (Ⅰ．事業費×10/100 以内で計上する(小数点以下切り捨て))
Ⅳ．消費税	(Ⅰ．事業費＋Ⅱ．再委託費＋Ⅲ．一般管理費)×10/100

(2) 留意事項

ア 詳細内訳に記載する各経費について、単価、個数、回数、月数等が分かるよう明記すること

イ 各経費へ計上する際は、人件費等の消費税が含まれていないものについては、その額を経費として計上する。消耗品費や印刷製本費等のすでに消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上する。消費税については、各経費を合計した後に乗ずること。消費税に小数点以下の端数が発生した場合、切り捨てること

ただし、免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上する

ウ 3万円以上の物品については、原則として購入せず、リース等で用意すること

9 業務実施に関する事項

(1) 委託先事業者は、進捗状況等について、委託者ならびに物流対策総合支援事業事務局(以下、事務局と略す)へ定期的に報告を行うものとする。また、必要に応じ、適宜打合せを行うものとする。

(2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。

10 一括再委託の禁止等

(1) 契約の全部の履行を一括又は分割して、第三者に委任又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

必要な基礎資料調査等、その他県が認めた業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計、通訳・翻訳等

11 事業の成果品及び著作権

本事業に関する成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。なお、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任、費用をもって処理を行い、肖像については、正当に肖像権者の許諾を得た上で、かつ、その許諾が執行又は解除される事態が発生しないように権利許諾処理を行うこと。また、沖縄県の許可を受けず、他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

12 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、委託先事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基づき、適正に執行する必要がある。
- (5) 委託先事業者は、事業の実施に当たり、沖縄県ならびに事務局と適宜協議を進めていくものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。